

## 学校広報の体系化と学校評価との連携

**豊福晋平** (とよふくしんぺい)

国際大学 GLOCOM 主任研究員 / 教育情報発信 プロジェクトリーダー

2010年の教育情報化に関する話題を一言で総括すれば、「デジタル教科書」議論に明け暮れた1年ということになるだろうか。1995年のインターネット、2000年のe-Japan以降しばらく大きな話題がなかったこの領域に、総務省の「原口ビジョン」が与えた影響は極めて大きなものであった。

総務省が2010年度に事業化したフューチャー・スクール事業をはじめとして、教育情報化に関する将来ビジョンを検討する文部科学省「学校教育の情報化に関する懇談会」が2010年4月に創設され、活発な議論・検討が進められている。

さて、総務省・文部科学省を中心に進められているわが国の教育情報化は、授業におけるICT利活用と教職員の校務情報化に焦点を合わせているのが特徴といえるが、GLOCOMでこれまで進めてきた教育情報化関連プロジェクトは、むしろ、授業以外の要素を見極めつつ、学校全体を俯瞰する課題からアプローチする方法を得意としてきた。具体的には学校経営、特に学校評価・学校広報に関わるテーマである。以下、それぞれ紹介したい。

### 学校広報

GLOCOMでは1995年以降、学校ウェブサイトに着目し、これに関連する研究を進めてきた。ウェブサイトは単なるメディアであるから、学校組織として有効に役立てるためには、学校経営上の明確な位置づけとともに学校広報理論を整理する必要があった。つまり、単にICTの応用として「技術的にこんな使い方ができる」



**豊福晋平**(とよふく・しんぺい)

国際大学 GLOCOM 主任研究員・准教授。横浜国立大学大学院学校教育研究科修士課程修了。専門は教育学・学校教育心理学。教育情報化(学校広報・学校経営)研究に従事。1994～97年 Apple メディアキッズ、95 年より教育情報サイト i-learn.jp を運用、2003 年より全日本小学校ホームページ大賞(J-KIDS 大賞)の企画および実行委員。2010 年『これからはじめる学校広報ガイドブック』の制作など。ツイッターアカウントは @stoyofuku。

レベルではなく、学校として情報を提供する必要性や切実さと連動した持続的活動へ昇華させる確固たる理由＝基礎固めのための活動である。

学校広報とは、古くて新しい概念である。GLOCOM では文部科学省からの委託事業として、この学校広報の研究と普及を3年間にわたって進めてきており、2010年3月には、『これからはじめる学校広報ガイドブック』をとりまとめ、全国自治体教育委員会に冊子を配布することとなった。

『智場』で学校広報について紹介するのはおそらく初めてであろうから、簡単に定義について説明しておきたい。広報はごく一般的用語だが、日本で用いられる広報は大半が企業広報なので、マスメディアを駆使した大規模な宣伝 (promotion) だと解釈されることが多い。しかし、本来の広報 (public relations) は文字通り、組織と公共との関係形成を扱うもので、一方向的な宣伝はあくまで一部にすぎない。公共機関や学校教育機関は、営利活動を前面に強調しないので、組織が扱う広報は、宣伝よりも関係形成を目的としたものが望ましいといえる。

学校広報が必要とされるようになった理由は、2006年学校教育法改正によって学校評価が義務化されたことと直接関係がある。つまり、学校は一方的に教育を施すだけでなく、その品質や組織運営についての評価を受ける存在になり、以前にも増して、双方の関係を良好に保ち、信頼関係を築くことが求められるようになった。

しかし、学校側とはいえ、昔ながらの紙媒体の配布文書に慣れており、その発行頻度や内容は、学校側の都合で一方向的に決められることが多かった。また、保護者側のニーズを知るための動機付けや機会が十分でないために、保護者側との間に心理的障壁、あるいは双方の不満・不信が蓄積しやすく、極端な事件・不祥事等の事例をきっかけに、これらが顕わになりやすい状況にある。

そこで、学校広報に、認知・信頼・説得・協働の4段階を想定し、それぞれの段階で学校側に必要とされるスキルやマネジメントについて言及し、学校評価や組織運営に関わる意思決定に必要な発展的機能をとりまとめるシナリオづくりを段階的に進めてきた。つまり、外に対してほとんど意識を持たない学校が最初に取り組むべきことは、「信頼段階」として、保護者からの声をよく聞き、主に学校ウェブサイトを中心とした高頻度の広報活動を通じ、学校の日常情報を関係者に届けること

である。これに加え、高頻度の広報活動を支えるための学校内の組織体制やウェブサイトに関するシステムまで網羅することで、ガイドブックの表題どおり、スタートアップとしての要素は一通り取りそろえることができた。

## 学校評価と学校広報との連動

学校広報の入門段階が信頼形成と高頻度の広報に重点が置かれるのに対し、発展段階の説得・協働では、編集や要約を含めたより高度な広報活動が求められる。

たとえば、保護者をはじめとした学校関係者が現状、学校評価に関わる場面としてまず考えられるのはアンケート調査だが、アンケートを実施している大半の学校では、保護者に質問紙を届けることはあっても、判断の決め手になる情報提供を十分に行っていない。このため、保護者はよく状況がわからないまま、子どもに様子を聞きながら回答することを迫られる。子どもが学校の日常で身近に知っている事柄ならかまわないが、学校経営や教育目標といった抽象的な項目になるほど、回答は困難になってしまう。

一方、学校側も、現状では学校評価に必要な評価の構造を十分つくっていない。つまり、学校教育目標から学校評価向けの具体的な重点目標を切り出したり、各教育活動との関連づけや評価方法を対応させたり、あるいは、膨大な文書や資料から要約を行ったり、評価の必要な傾向把握や考察を行ったりといった一連の作業スキルと経験が不足している。

研究の途上でわれわれが気づいたのは、実は学校では(授業等の活動で)日々膨大な情報が生成されているが、ほとんどが整理されないまま埋もれてしまう、ということであった。先に述べた信頼段階で、毎日ブログ記事(アティクル)を更新している学校ですら、日付順の記事蓄積だけでは、膨大な記事の中から特定のトピックや関連性を見いだして再利用することは、恐ろしく困難である。

そこで、われわれはそれぞれのブログ記事(アティクル)に特別なタグ付けを設定することで、記事のフィルタやリスト化が簡単にできるような機能をシステムに付与するとともに、学校側の担当者グループが、個別記事の観点をそろえ、評価項目に即した要約文章としてリライトする活動の働きかけを行った。この結果、比較的短時間で、学校の1年間を振り返るための根拠資料作成が行えるようになり、保護者向けのアンケート調査でも好評を得ている。これら一連の活動を評価活動サイクルに定着させるため、2010年度も小学校1校に対するサポートを行っており、そのノウハウを今後とりまとめる予定である。



## 機動力のある学校評価へ

1年を通じて多忙な学校では、学校評価のための特別な文書のとりまとめや大規模なアンケート調査が大きな負担になっている。特に、アンケート調査は、設計・実施回収・データ入力・分析考察の各段階でやや専門的な知識・スキルを要するうえに、膨大な調査票と格闘しなければならない。このため、学校で実施できるのはせいぜい半年に1度であり、外部業者にデータ入力を依頼すれば納期とコストの問題が生じてしまうため、学校側の都合で柔軟に調査できない。

学校現場におけるアンケート実施としては、すでに久保裕也によるオープンソースのOCRアプリケーションSQS (Shared Questionnaire System) が知られているが、われわれはもっと気軽にタイムリーに情報収集する方法として、情報掲載したウェブサイト (CMS: Content Management System) と携帯電話を利用したアンケートシステムの連動を検討してきた。

このシステムは、学校広報要素としての情報蓄積+集約・要約機能に双方向性を加えたもので、QRコードや短縮URLを用いてアンケートサイトに接続し、即座に回答・送信できる。また、集計もリアルタイムで行われるため、結果のフィードバックに時間を要しないというメリットもある。

携帯電話の画面を前提とするため、項目数の多い調査には不向きだが、逆に、3～5項目程度の絞り込んだ質問票を用いて、何度も繰り返し調査を行える点が評価され、運動会や学芸会など校内行事の際に実施する「小刻み評価」として、現在、システム実装と利活用の検討を進めている。

## 学校評価情報の共有・処方・情報公開の課題

GLOCOMでは、学校内の学校評価サイクルの効率化に加えて、学校間・自治体・都道府県・国レベルの情報集約・分析・処方についての文献収集と概念整理を進めている。

世界的にみれば、学校教育に対する品質保証とアカウントビリティのために、大規模な統計的分析やデータ公開を行うことがトレンドになっており、米国のNCLB (No Child Left Behind) 法、英国Ofsted (Office for Standards in Education, Children's Services and Skills) による学校監査等による実例をみることができる。

NCLB法の教育委員会に対するアカウントビリティ基準の導入は、学校・学校

区が生徒試験得点の改善圧力を強めるのと並行して、分析のための付加的データ提供を行い、教育におけるデータ利用機会と動機付けを高めた。NCLB法は州に対して、試験を基盤としたアカウントビリティ適用を求めたので、学年や教科に応じた基準設定、試験結果報告、学校・学区の教育的改善を示す機構が整備されたとされる。

これに対してわが国の学校評価制度の目的は、①学校の自発的自律的組織改善、②説明責任と併せた学校・家庭・地域の連携協力、③設置者等による教育品質の保証、の3点であり、現状は主に地域や自治体密着型評価を志向しているため、米国・英国事例のような、大規模監査機構的なアプローチが求められているわけではない。

ただ、わが国独自の評価制度は、先に述べたとおり、a) 学校側が行うべき情報集積・収集・公開等の業務作業負荷が高まったこと、b) 学校の自発的自律的組織改善に資するためには相応の分析・考察能力が必要とされること、c) 外部専門家を中心とした第三者評価を実施するうえでは、将来的には統一的組織データ一覧を整備する必要があること、といった課題を新たに生じており、早晩これらを合理的に解決することが迫られるものと考えている。